

2026年度東浦町若者の海外挑戦応援事業

挑 戦 者 募 集 要 項

事業について

1 事業の趣旨

東浦町若者の海外挑戦応援事業は、東浦町に住む12歳以上22歳以下の中学生から大学生等の若者と町外在住で東浦高等学校に在籍する生徒のみなさんが、自らの目的を達成するために自らが考える海外挑戦プランや民間団体・学校等が実施する海外留学プログラムに参加する際に発生する費用の全額または一部を補助するもので、「挑戦する気持ち」、「学ぶ気持ち」を持つ若者が、それぞれの明確な目的や目標を胸に日本を飛び出して海外でチャレンジし、国際感覚を直に身に付ける第一歩目を東浦町が後押しする事業です。

なお、この事業は、ふるさと納税の使い道のうち、「子どものチャレンジを応援するための事業」にお寄せいただいた寄付金を利用して実施するものです。

2 補助対象となる要件

次の要件を全て満たす方が補助対象となります。

- (1) 2004年(平成16年)4月2日～2014年(平成26年)4月1日生まれ(※)の学生又は社会人で、東浦町在住の方又は町外在住で、2026年度時点で愛知県立東浦高等学校に在学の方
- (2) 帰国後、10分程度の報告が可能な報告書(作文、PowerPointによるプレゼンテーション資料)を作成し、町が指定した日時に実施する帰国者報告会に参加できる方
- (3) 渡航者本人の氏名、顔写真を含む渡航に関する情報の各種報道機関への提供及び町ホームページ、YouTube 東浦町公式チャンネルなどへの掲載に同意いただける方
- (4) 渡航者の世帯の構成員全員が、次のいずれにも該当する方
 - ア 町税(町外の方についてはお住いの自治体の市町村民税)の滞納がないこと。
 - イ 東浦町暴力団排除条例(平成23年東浦町条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと又は同条第1号に規定する暴力団又は当該暴力団員と密接な関係を有していないこと。

※渡航者が高校生以下の場合は、保護者が申請者となります。

3 補助対象となる渡航

2026年6月1日以降に出国し、2027年2月末日までに帰国する10日以上6か月以内（※）の海外渡航

※日本を出国してから帰国するまでの移動日を含めた日数です。

4 渡航先の制限

原則渡航先の制限はありません。ただし、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル2：不要不急の渡航は止めて下さい」以上に該当する渡航先は補助金交付の対象外となります。

また、補助金の交付が決定した後に渡航先の危険情報及び感染症危険情報がレベル2以上に引き上げられた場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

5 補助対象となる海外渡航の種類

- (1) 自らが考えた海外挑戦プラン
- (2) 海外留学プログラムへの参加
- (3) 海外研修への参加

※家族、友人又は知人との観光や娯楽が目的の旅行や、外国籍住民の母国等への里帰り、政治活動・営利活動及び宗教活動が目的の渡航は対象となりません。

「自らが考えた海外挑戦プラン」とは

夢を叶えるために自由な発想で考えたあなただけの海外渡航計画です。

例えば・・・

プロのラグビー選手になりたい！

→ニュージーランドでラグビーチームの練習に参加するプラン

世界で活躍できるダンサーになりたい！

→韓国のダンススクールで長期レッスンを受けるダンス留学プラン

など、あなたの夢を叶えるための、あなただけのプランです。

6 補助対象となる費用

次の費用が補助対象となります。申請した費用については、すべての項目について領収書や支払金額のわかる書類の提出が必要となります。

(1) 往復の渡航費

全額補助対象となります。ただし、エコノミークラスより上の等級の座席を購

入する場合は、同一の航空会社及び路線でのエコノミークラスの座席料金が補助対象上限となります。

(2) 空港税等出入国手続きに係る費用

空港税、燃油サーチャージの他、ESTA、eTA、ETIAS といった特定の国や地域に入国する際の電子渡航認証の申請手数料等出入国手続きに係る全額が補助対象となります。

(3) 旅券及び査証の取得手続きに係る諸費用

旅券（パスポート）については、新規取得又は更新に係る手数料の全額が補助対象となります。新規取得する場合の有効期間は5年のものと10年のものがありますが、どちらを取得した場合でも手数料全額が補助対象となります。

査証（ビザ）については、面接のための大蔵省又は領事館等への移動費用も含め、取得に係る全額が補助対象となります。

(4) 渡航及び渡航先での生活のために必要と認められる用品の購入費用

補助額の上限はありませんが、正当な理由なく一般的な相場と比較して極端に高額と思われる用品を購入する場合は、補助金の交付は認められません。

(5) 宿泊費及び光熱水費

家賃、寮費及びホームステイ費用等渡航中の宿泊に係る費用は全額補助対象となります。また、滞在中の光熱水費を別途支払う必要がある場合は、その費用も全額補助対象となります。

(6) 交通費

空港への往復に係る交通費のほか、滞在中の交通機関の利用に係る費用は全額補助対象となります。

(7) 留学プログラム等参加費用、現地での授業料、教材費

全額補助対象となります。

(8) 海外旅行保険加入費用

全額補助対象となります。

(9) その他町長が適当と認める費用

料理に関する目的を設定した場合の食費、芸術に関する目的を設定した場合の施設入場料やイベント参加料など、自身で設定した目的を達成するために必要な費用は全額補助対象となります。

補助対象となるか判断がつかず、補助項目として記載して良いか迷った場合は後述の予算内訳書に記入してください。その場合、補助の是非について判断するため、内容に関して確認の連絡をさせていただくことがあります。

※上記の申告額を全て足した金額が100万円を超える場合、補助金額は100万円が上限となります。

◎補助対象とならない費用の主な例

次の費用は原則対象とはなりません。

- ・通常の食費、スマートフォンの通信費等日本にいても支払いが発生するもの（食費が宿泊費に含まれている場合は宿泊費として計上可）
- ・滞在中の小遣い
- ・滞在目的とは関係ない日常の娯楽に伴う交通費、施設入場料等渡航目的以外の活動に係る費用
- ・滞在中の日用品の買い物、土産物の購入に係る費用
- ・受け入れ先、ホストファミリーへの手土産代金

7 補助対象人数

最大 10 名程度

8 補助金額

1人につき最大 100 万円

9 補助金の交付時期

帰国後に必要書類の提出が確認でき次第順次指定の口座に振り込みとなります。個別の事情に応じて前払いによる交付も可能ですが、その場合は前払いが必要な費目について別途前払計画書をご提出いただく必要があります。また、帰国後の精算において、精算後の金額が前払いの額より少なくなる場合は返金の手続きが必要となります。

応募から対象者の決定まで

1 応募時の提出書類

- (1) 東浦町若者の海外挑戦応援事業計画書
- (2) 東浦町若者の海外挑戦応援事業予算内訳書

全て日本円で記載してください。支払いが外貨の場合は、予算内訳書作成日時点の為替レートを用いて日本円に換算の上計算してください。作成時点で金額が確定していない項目については、見込額を記載してください。

(3) 予算の根拠資料

金額が確定しているものについては、見積書や価格が記載された資料をご用意ください。金額が記載されている画面のスクリーンショットや領収書等の写真画像で構いません。複数の領収書等をまとめて一枚の写真に収めていただいて結構です。

◎補助金は原則帰国後に交付します。補助金の一部または全部の前払いを希望する場合は上記（1）から（3）までの書類に加え、次の書類を提出してください。

東浦町若者の海外挑戦応援事業前払希望額内訳書

2 応募方法及び提出先

(1) 応募方法

上記1の応募書類を以下の宛先にメールにてご提出ください。

(2) 提出先

東浦町教育委員会教育課 学校教育係 担当宛

メール kyoiku@town.aichi-higashiura.lg.jp

※件名は「若者の海外挑戦応援事業応募」としてください。

3 応募受付期間

2026年3月11日（水）から4月11日（土）まで

4 選考の流れ

応募受付期間終了後、候補者選考委員会により審査を行い、補助金交付対象者を決定します。

※申請内容の詳細を確認するため。オンライン面談を実施する場合があります。

※町外在住で東浦高等学校在学の方については、町から学校へ在籍確認を行います。

審査期間 2026年4月下旬

結果発表 2026年4月下旬～5月上旬（予定）

5 結果のお知らせ方法

すべての応募者に次のいずれかの書類をお送りします。

(1) 審査の結果渡航計画が採用となった方

ア 東浦町若者の海外挑戦応援事業計画採用のお知らせ

お送りするお知らせには、予算内訳書の審査結果を踏まえ、補助金の交付予定額を記載します。補助金として交付することが適切ではないと認められる項目があった場合にはその分を減額した額を交付予定額としてお伝えします。

イ 補助金申請のご案内

結果通知を受理後、補助金の交付申請手続きについてご案内しますので、申請書類を改めてご提出いただくこととなります。

なお、交付金額が100万円未満の方で、交付額の決定通知を受け取った後に購入物品の追加等の理由により増額を希望する場合は、その事実が判明した時点で直ちに事務局までご連絡ください。

(2) 審査の結果渡航計画が不採用となった方

東浦町若者の海外挑戦応援事業計画不採用のお知らせ

帰国から報告会への参加まで

1 実績報告書等の提出

帰国の日から1か月以内又は2027年3月19日（金）のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。内容に不備がないことを確認後、順次指定の口座に補助金の振り込みを行います。

提出方法等詳細につきましては、交付決定通知の送付時にお知らせします。

◎補助金額に変更がない場合又は決定額より少なくなる場合

（1）活動報告書（10分程度の発表が可能な作文及びスライド資料）

活動報告書には、現地での活動の様子がわかる写真を10～15枚程度添付してください。ご提出いただいた写真は、東浦町ホームページ等に掲載しますので、写真に写っている方から掲載の許可を得た上で提出して下さい。

スライド資料のイメージは、2025年度渡航者の発表資料を町ホームページに掲載していますので、右のQRコードからご確認下さい。



（2）決算報告書

すべて日本円で記載してください。支払いが外貨の場合は、補助金申請時の予算内訳書作成時に用いた為替レートで日本円に換算の上計算をして下さい。

ただし、クレジットカードによる支払い等で日本円での請求となる場合は、申請時の為替レートに関わらず、実際に請求された額を報告してください。

（3）支払いを証明する書類

決算報告書に記載したすべての項目について、領収書等の支払いを証明する書類を添付してください。ただし、予算内訳書の提出時点で支払済みとして領収書を提出している場合、再度の提出は不要です。

（4）東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金請求書

上記（1）から（3）までの書類をご提出いただきますと、審査の上事務局から最終的な補助金額の決定通知をお送りしますので、その通知を受理した後にご提出ください。

◎補助金額に増額が必要となった場合

精算段階で補助金額に増額が生じた場合は次の書類を提出してください。

（1）東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金変更承認申請書

補助金額が増額となる場合は決算額で再度申請をしていただく必要があります。審査後、不備がなければ補助金額の変更決定通知書をお送りしますので、変更決定通知書の受理後に下記（5）の補助金請求書をご提出ください。

（2）活動報告書（10分程度の発表が可能な作文及びスライド資料）

活動報告書には、現地での活動の様子がわかる写真を 10~15 枚程度添付してください。ご提出いただいた写真は、東浦町ホームページ等に掲載しますので、写真に写っている方から掲載の許可を得た上で提出して下さい。

スライド資料のイメージは、2025 年度渡航者の発表資料を町ホームページに掲載していますので、右の QR コードからご確認下さい。



(3) 決算報告書

すべて日本円で記載してください。支払いが外貨の場合は、補助金申請時の予算内訳書作成時に用いた為替レートで日本円に換算の上計算をして下さい。

ただし、クレジットカードによる支払い等で日本円での請求となる場合は、申請時の為替レートに関わらず、実際に請求された額を報告してください。

(4) 支払いを証明する書類

決算報告書に記載したすべての項目について、領収書等の支払いを証明する書類を添付してください。ただし、予算内訳書の提出時点で支払済みとして領収書を提出している場合、再度の提出は不要です。

(5) 東浦町若者の海外挑戦応援事業補助金請求書

上記（1）から（4）までの書類をご提出いただきますと、審査の上事務局から最終的な補助金額の決定通知をお送りしますので、その通知を受理した後にご提出ください。

※前払いを受けていた方で、先に交付した額より決算額の方が少ない場合は、差額の返金手続きが必要となります（対象となる方がいた場合は個別にご案内いたします。）。

※指定の期日までに上記書類の提出が確認できない場合は、交付金の決定は取消となります（前金払いで既に交付を受けている場合には交付した全額を返金いただきます。）。

2 報告会への参加

町が指定する日時に実施する報告会へご出席いただきます。日程は別途調整の上ご案内します。

応募及び渡航に関する注意事項

- 1 渡航にあたっては、現地での安全管理に十分注意してください。渡航中のトラブルや事故等に関して、東浦町は一切責任を負いません。
- 2 提出された個人情報は、厳正に管理し、本事業の目的以外には使用しません。
- 3 事業計画書に記載された内容と帰国後の報告書に記載された内容が著しく異なる場合、帰国後所定の期日までに必要書類の提出がない場合は交付決定の変更又は取り消しを行うことがあります。
- 4 応募時に作成する事業計画書は、必ず渡航者自身が作成してください。
- 5 期限を過ぎての応募は、いかなる理由であっても受け付けられません。
- 6 選考基準や選考結果（採用又は不採用の理由）に関するお問い合わせには一切お答えいたしかねますのでご了承ください。

Q & A

Q：学校で応募していた海外留学プログラムへの参加が決定しました。参加費用の支払いのためにこの補助金に応募することはできますか？

A：はい、応募できます。この場合、参加費用の他、パスポート取得費用等の自己負担となる費用が補助金として申請できます。具体的な補助項目は2～3ページをご覧ください。

Q：大学生の間、毎年夏休みに短期留学をする予定です。毎年この補助金制度を利用することはできますか？

A：いいえ、利用できません。より多くの人に海外に挑戦していただきたいため、1度補助対象となった方は翌年度以降応募できません。残念ながら補助対象とならなかった場合は翌年度以降も応募できます。

Q：補助対象年齢の子と親子2人で海外に行く予定です。家族との海外渡航も対象になりますか？

A：海外渡航の目的が通常の家族旅行であれば対象となりませんが、一貫した目的と計画があり、ご家族はあくまで保護者としての随行という立場であれば対象となります。ただし、その場合補助対象となるのはお子様の渡航に関する費用のみとなります。

Q：兄弟・姉妹・友人と一緒に応募することはできますか？

A：同じ研修に参加する等の理由で複数名応募していただくことは可能です。ただし、応募は1名ずつしていただき、応募書類も必ず渡航者本人が作成し、それぞれの渡航に対する考え方を記載してください。また、個別に選考を行いますので、必ずしも揃って採用とならない場合がありますことをご了承ください。

Q：渡航の際、準備いろいろと購入予定ですが物品購入費用はどこまで細かく予算内訳書に記載したら良いでしょうか。

A：自費で購入しても差し支えないとお考えのものについては記載の必要はありません。また、記載いただいたものについては、審査の上適切と判断されれば補助金額に加算されますが、記載したすべての物品について購入時の領収書等購入したことを証明する書類を保管していただき、帰国後の報告の際に提出が必要となります。

Q：渡航スケジュールの都合上、審査結果の発表前から準備を始めなければなりません。もし応募して不採用となった場合、それまでに渡航の準備で支払った費用は補償してもらえますか？

A：残念ながら不採用となった場合には、いかなる費用も補償できません。選考の結果が渡航実施の有無に影響する場合は、渡航開始日を夏頃以降にするなど、余裕のあるスケジュールを組んでいただくようお願いします。

その他不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

東浦町教育委員会 教育課 学校教育係

メール kyoiku@town.aichi-higsahura.lg.jp

電話 0562-83-3111（内線 176）

※メールでお問い合わせの場合、必ず件名に「【海外挑戦応援事業】」と入力してください。

【入力例】

件名：【海外挑戦応援事業】応募に関する質問

件名：【海外挑戦応援事業】補助対象経費についての確認

電話受付時間（平日のみ）

午前8時45分～午後4時まで

(水曜日のみ午前8時45分～午後8時まで)